

# 総務委員会資料

平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第193号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正  
する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成30年11月21日

総務企画局

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (宿日直手当)</p> <p>第13条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>6,100円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、5時間以下の勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、<u>2,200円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>3,050円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 (略) (勤勉手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> (再任用職員にあっては、<u>100分の47.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (宿日直手当)</p> <p>第13条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,200円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>6,000円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、5時間以下の勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、<u>2,100円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>3,000円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 (略) (勤勉手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> (再任用職員にあっては、<u>100分の42.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～6 (略)</p>

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130 (再任用職員にあっては、100分の72.5)</u> を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5 (再任用職員にあっては、100分の45)</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5 (再任用職員にあっては、100分の65)</u>、<u>12月に支給する場合には100分の137.5 (再任用職員にあっては、100分の80)</u> を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95 (再任用職員にあっては、100分の47.5)</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～6 (略)</p>

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第3条関係】

改正後	改正前																																				
○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与に関する特例)	○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与に関する特例)																																				
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>532,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>709,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>829,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	7	<u>829,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>374,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>373,000</u>																																				
2	<u>421,000</u>																																				
3	<u>471,000</u>																																				
4	<u>532,000</u>																																				
5	<u>607,000</u>																																				
6	<u>709,000</u>																																				
7	<u>829,000</u>																																				
2～5 (略) (給与条例の適用除外等)	2～5 (略) (給与条例の適用除外等)																																				
第8条 (略)	第8条 (略)																																				
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、																																				

改正後	改正前
<p>6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第4条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の130(再任用職員にあつては、100分の72.5)</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5(再任用職員にあつては、100分の65)、12月に支給する場合には100分の137.5(再任用職員にあつては、100分の80)</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 (略)</p>

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第5条関係】

改正後	改正前																																																				
<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>396,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>456,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>516,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>596,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>693,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>791,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>330,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>366,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>394,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、</p>	号給	給料月額		円	1	<u>396,000</u>	2	<u>456,000</u>	3	<u>516,000</u>	4	<u>596,000</u>	5	<u>693,000</u>	6	<u>791,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>330,000</u>	2	<u>366,000</u>	3	<u>394,000</u>	<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>395,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>515,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>595,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>692,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>790,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>329,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>365,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>393,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、</p>	号給	給料月額		円	1	<u>395,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>515,000</u>	4	<u>595,000</u>	5	<u>692,000</u>	6	<u>790,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>329,000</u>	2	<u>365,000</u>	3	<u>393,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>396,000</u>																																																				
2	<u>456,000</u>																																																				
3	<u>516,000</u>																																																				
4	<u>596,000</u>																																																				
5	<u>693,000</u>																																																				
6	<u>791,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>330,000</u>																																																				
2	<u>366,000</u>																																																				
3	<u>394,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>395,000</u>																																																				
2	<u>455,000</u>																																																				
3	<u>515,000</u>																																																				
4	<u>595,000</u>																																																				
5	<u>692,000</u>																																																				
6	<u>790,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>329,000</u>																																																				
2	<u>365,000</u>																																																				
3	<u>393,000</u>																																																				

改正後	改正前
<p>第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>	<p>第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第6条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>	<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5(再任用職員にあっては、100分の65)、12月に支給する場合には100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第7条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第8条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第9条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第10条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第11条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第12条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第13条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第14条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第15条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第16条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>